

『言繼卿記』十炷香懸物記事と謎立

— 室町後期廷臣における古典享受の一樣相 —

相原宏美

はじめに

山科言繼「一五〇七一—一五七九」の日記『言繼卿記』^①は、三条西実隆の『実隆公記』などととも、室町後期を代表する公家日記の一つである。五十余年にわたる記事は、宮廷行事や私生活、身分を越えて育まれた幅広い交友の様相を今に伝えており、その内容の多彩さゆえに、歴史・有職をはじめ、文学・語史・医学と、多方面から研究が進められてきた。^②

同記には夥しい数の書名が見え、断片的ながら書物の往来や書写活動の経緯を辿ることができる。これらの中には、多くの古典作品が含まれており、禁裏での講釈受講の記事も見える。言繼も他の廷臣たち同様、典籍の書写・校合・蒐集に心血を注ぎ、研鑽に努めた一人であった。

室町後期廷臣の熱心な古典享受は、夙に知られるところであり、

この期に成立した注釈書も多く伝存している。こうした古典研究については、これまで主に、和歌・連歌詠作のための知識習得手段という面から考察が行われてきた。^③確かに、彼らの最終的な目標は実作への反映であったと考えられるが、日記からは、さらに多様な古典享受のありようを確認することができる。

本稿では、『言繼卿記』の十炷香記事から、禁裏での御香会に向けて行われた懸物準備について取り上げ、「学問」・「文芸」の域を脱し、「遊び」に取り込まれる形で古典作品が用いられた実態を考察したい。

一、十炷香懸物の文学性

「十炷香」とは、鎌倉時代以降、最も流行した聞香の形態であり、三種九包の本香と一種一包の客香を順不同に炷き、正確に聞き分けることのできた香の数を競う、遊戯性の高いものである。早くは

「建武記」「二条河原落書」に

此比都ニハヤル物、(中略) 茶香十炷ノ寄合モ 鎌倉鈞ニ有鹿
ト 都ハイト、倍増ス

と見え、一三三〇年代にはすでに、人々の間に広く浸透していたことが知られる。この後、古記録にも数多く散見するが、周知のこととして扱われたためか、いずれも簡略な記述にとどまっております、實際の手順や作法への言及はきわめて少ない。

「言繼卿記」には二十二例の十炷香記事が見られるが、うち九例が「表1」の通り、禁裏または親王御所での催行である。表の[1]は言繼参加の有無を示した。下段の「懸物出典」については後述する。

「表1」言繼卿記」所載十炷香御会開催記録

[9]	[8]	[7]	[6]	[5]	[4]	[3]	[2]	[1]	
天正四・三・廿七	弘治二・二・十六	弘治二・正・十九	天文二十三・十二・二	天文二十三・九・四	天文二十三・正・十七	天文十九・八・三	天文十八・十一・廿八	大永七・正・廿六	催行年時
一五七六	一五五六	一五五六	一五五四	一五五四	一五五〇	一五五〇	一五四九	一五二七	西暦
禁裏	禁裏	禁裏	親王	禁裏	禁裏	禁裏	禁裏	禁裏	場
×	○	○	○	○	○	○	○	?	参加
小哥之心	小うたの心	—	歌之心	うたいの心	歌之心	和歌之心	(伊勢物語歌心)	—	懸物出典

同記は、他の古記録と比べ、これら禁裏御会における懸物の、詳細な記述を有する点で特徴的である。いくつか例を挙げて見ていく。まずは[2]天文十八年十一月廿八日条である。

今夜禁裏十炷香被遊云々、但懸物可持参之由有之間、予伊勢物語歌逢事は玉の緒はかりおもほえてつらき心のなかくみゆらん、此心に玉の緒を唐糸一ねちより合て付之、二尺之台に長く置之、南良犬一、つらき心と書付之、各々種々工共有之、御人数御五、竹内殿一、勤修寺大納言三、予二、四辻中納言三、新中納言三、式部大輔二、鶴寿丸六、重保朝臣三、基孝朝臣三、永相朝臣三、源為仲八、等也、御懸物極臈拜領也、(中略) 予者竹内殿御懸物取之、松之枝につと、中に沈鳥子十枚、上に矢、栗一、はい子一、有之、伊物語之くりはらのあれはの松の人ならはの心也、其外多端之間不及注也、

二重傍線部には、この日、禁裏で十炷香が開催されるにあたり、廷臣たちに懸物を持参せよとの仰せが下ったこと、それぞれ趣向を凝らした品物を準備して会に臨んだことが記されるが、注目すべきは次の波線部である。「予伊勢物語歌：此心に」とあり、言繼は「但懸物可持参之由」との命を受けて、「伊勢物語」の作中和歌にちなんだ品を調べている。勅命の内容と彼の所為との間には、飛躍があるように思われるが、同日言繼が獲得した竹内殿(曼殊院覚恕)持参の品も「伊物語之(心)」によって構成されたものであったから、

言繼独自の試みであったとは考えにくい。

禁裏での十炷香に際し、文学作品を題材とする懸物を用意したとする例は、先行する古記録類においては管見に入らないが、「言繼御記」では[2]を含め計七例〔3〕、〔4〕、〔5〕、〔6〕、〔8〕、〔9〕が数えられる。中には、

今夜禁裏十炷香有之、御懸物_一和歌之心可持參之由有之、〔3〕
今夜御十炷香有之、各御懸物うたいの心云々、〔5〕

のように伝達内容が具体的に示されるものもあり、「の心で」といった指示の下での懸物準備が、この頃にはしばしば行われ、なかば慣例となつていたことが知られる。〔2〕も、あるいはそうした指示を受けてのものであろう。伝達段階では、おおまかにジャンルが定められ、実際に使用する作品の選定は、各自の判断に任されたと思われるが、そのジャンルは、〔表一〕下段「懸物出典」に示したように、古典和歌が最も多く四例、小歌二例、謡曲一例となつている。

当時、楊弓や碁など、懸物を伴う遊びは禁裏でも頻繁に行われていたが、前述のごとき慣例は、十炷香の懸物にしか見られぬ特殊なものである。〔2〕とはほぼ同時期にあたる天文十八・十九年の日記から、懸物記事を抜粋し、比較してみる。禁裏で行われた会のうち、記事中に「懸物」「懸」の語を含むもののみを対象とし、遊戯種別と並べると以下のようになる。

楊弓

○自禁裏御楊弓之由候間、九時分參内、(中略) 及黄昏杉原五十枚為上被懸、同竹内殿十枚、右佐取之(天文十八年十月一日)

○禁裏御楊弓之間午時參内、(中略) 各有懸物、勤修寺取之、子懸物は香箸一せん也 長橋賜了、(天文十九年三月十日)

○禁裏御楊弓之間、八時分參内、(中略) 但御懸物御矢穴之分廿五枚、又曼殊院官五十枚、勤修寺大納言扇一本予取之、(天文十九年三月十二日)

乱碁

○於御御學問所乱碁有之、頭中將勝也、御懸物杉原二帖、筆十管庭田拝領也、(天文十八年八月十二日)

○盤二にて燈台乱碁有之、(中略) 御懸物下官拝領、満足候了、杉原五帖筆廿管也、(八月廿三日)

○乱碁有之、各杉原五枚懸之、(九月二日)
○乱碁有之、御懸物被出、薄様五帖、匂貝三、香包に入之、右衛門佐拝領也、同各杉原十枚宛出之、(九月廿五日)

楊弓・乱碁の懸物は紙や筆、扇などが多く、十炷香に比べると実用的な色合いが強い。そしてなによりも、楊弓・乱碁の場合、品物を列記するだけで、準備の背景や懸物に込められた意味を記事から読み取ることができないのである。品物自体に文学性を有するといふ点において、十炷香の懸物は、他の遊戯の懸物と明らかに一線を

画すものであったといえよう。

この時期の十柱香懸物については、片山斌子氏・秋元信英氏が言及しておられるが、片山氏は、

【実隆公記】をはじめ前述の公家等の日記（※「親長卿記」「二水記」）にみる香会は賭物は賭けられたが、必ず各自が持参しているところが闘茶会とは違っている。主催者が出している場合もあるが、それは稀で、道譽など武家とは反対に公家が経済的に窮乏していたところに原因があると考えられる。賭物の品についても「看聞御記」に「懸（賭）物闘茶也。」又、「実隆公記」に「懸物扇一本」と闘茶に比べると実に貧弱であった。

とされ（※は稿者注）、秋元氏も、

香会では必ず勝負が決定された。個人が得点を競う場合と、左右両方の団体に別れて競う例があったが、それには景品がかけられたのである。史料に見出できる限では、「筆」「扇」などの文房具、アクセサリー程度である。したがって、景品の獲得自体よりも、「勝負」する点が目標であった訳である。

とされている。いずれも品物の「貧弱さ」を指摘するに留まった点は、修正の余地があるものと思われる。

二、作品の「心」から言語遊戯へ

では改めて、[2]傍線部に記された懸物の内容を見ていきたい。

玉の緒を唐糸一ねちより合て付之、二尺之台に長く置之、南良犬一、つらき心のと書付之、

【伊勢物語】三十段「あふことは玉の緒ばかりおもほえてつらき心の長く見ゆらむ」の心に依るものとされ、玉に縊り合わせた唐糸一捻を付けて緒とし、二尺の台に伸べ置いたものは、「玉の緒：長く見ゆらむ」の部分象徴する。唐糸を使うことで「唐→から→辛→つらき」と連想が膨らむ仕掛けになっている。問題は、もう一点添えられた「南良犬一」である。「南良」は「奈良」の異表記であり、言継にも「南良宮筋」（永祿七年三月十日条）など使用例がある。では、奈良の「犬」とは何か。これを理解するには、

南都修南院之五々女土犬十疋、二月堂牛玉一枚送之、祝着々々、
（天文十九年六月一日条）

の記事が参考になろう。この時言継に贈られた「土犬」は、奈良法華寺に伝わる土人形「守り犬」と見られる。後代の資料では、「南都名所集」⑨（延宝三年刊）に「此寺のつくり犬は、ちいさく愛らしきもの也。家路のつとにかふとて／見てのみや人にかたらん作り犬／手ごとにかふて家つとにせん」、益軒の『和州巡覧記』⑩（元禄五年刊）にも「法華寺の尼、埴土を以、小なるこまいぬを作りてう

る。名物也。」とある。天平年間に光明皇后が、護摩供養の灰で手
ずから作られ、人々に授けられたのを起源とし、早くから作られ流
布していたというから、これも同様の人形であろう。「逢事は」の
第三句「おもほえて」に「吠え」る犬が掛けられているのである。
意味上はまったく無関係ながら、音を揃えた洒落であり、きわめて
中世的な言語遊戯といえる。言継は土犬に、「つらき心の」の一句
を添えて持参している。

続いて、同日言継が受け取った懸物について見よう。品物は、

松之枝につと、中に沈鳥子十枚、上に矢、栗、はい子、
有之

であり、「伊勢物語」十四段「栗原のあねはの松の人ならばみやこ
のつとにいざといはましを」の心に拠つたとする。「つと」を「土
産」の意から「薬苞」へと展開しているが、松と取り合わせること
で、当該歌の雰囲気を醸成している。苞の中の品物は後述すること
とし、先に周辺を確認しておく、苞の上には、矢に見立てた筆を
三本、栗一つ、「はい子」一つをあしらっている。前の二者は歌中
の「みやこ」、「栗原」になぞらえたものと容易に理解できるが、後
の「はい子」は未詳である。伸びた草木の根を指す「延根」ともと
れるが、一、二と数えるには違和感を覚える。「後撰集」一〇八
八番歌などには「はひ」で蓮根を指す例が見え、「日本国語大辞典」
「はいね」項にも「蓮根の異称」というのがあるから、一応、蓮根

と見ておきたい。「はいね」は「這根」に通じ、「久安百首」五九五
番歌「おほともの松のはひねを枕にてたかしのはまにまろねしてけ
り」などを介して、「松」を引き出すために用いられたものと見ら
れる。さて、苞の中には沈香と鳥の子紙十枚が入れられていた。
「沈」「鳥子」からは、「沈む鳥」のイメージが導き出される。これ
は、同じ十四段で「栗原の」歌に先立ち、女が詠んだ和歌「夜も明
けばきつにはめなでくたかけのまだきに鳴きてせなをやりつる」に
よるのであろう。「きつにはめなで」の解釈は、「狐に喰わせる」「水
槽に投げ入れる」の両説があり、従来から議論の対象となってきた。
右のごとき取り合わせには、懸物を持参した竹内殿による、当
段理解の一端がかいま見られ、興味深い。

続いて、【3】天文十九年八月三日条を見る。

今夜禁裏十炷香有之、御懸物^⑤和歌之心可持参之由有之、予懸物
梅之枝に綿、ひいな^⑥の尻、小刀、等也。榴の花^⑦それともみ
えす久方のあまきり雪^⑧のなへてふれ、は心也、

「梅の花」歌は、「古今和歌集」三三四番歌。題しらず、よみ人しら
ずながら、左注が「この歌は、ある人のいはく、柿本人まろが歌な
り」とする一首である。これをもとに言継は、梅の枝に綿を掛けた
もの、尻人形一つ、小刀一本を用意している。綿を付け、春が来て
もなお雪のかかった梅を表現している点は、「和歌之心」に叶うも
のであるといえるが、尻人形と小刀はいずれも第四句「あまきる」

に引掛けた洒落になっている。

和歌を出典とする[4]、[6]についても分析し、「表2」に整理した。
◇は歌の景物を示すもの、◆は言語遊戯によるものである。

【表2】和歌を出典とした懸物

[6]	[4]		[3]	[2]	
歌之心	歌之心		心 和歌之	伊勢物 語歌の 心?	指示 和歌
玉章に	むめの花		梅花	栗原の	あふことは
玉葉 1534	新古今 46		古今 334	伊勢物語 14段	伊勢物語 30段
・帯二筋◇ ・筆一管◇	<ul style="list-style-type: none"> ・台に梅之枝織物にて袖一◇ ・匂貝二◇ ・冠之針一◆ ・矢一手◆ 		<ul style="list-style-type: none"> ・梅の枝に綿を掛けたもの◇ ・尻人形一つ◆ ・小刀一本◆ 	<ul style="list-style-type: none"> ・松の枝に藁苞◇ ・沈香と鳥の子紙十枚◇ ・矢に見立てた筆三本◆ ・栗一つ◆ ・はい子一◇ 	<ul style="list-style-type: none"> ・玉に縫り合わせた唐糸をつけ ・二尺の台に伸べ置く◇ ・土犬◆ ・「つらき心の」◇

以上、「和歌の心」を扱った例を見てきたが、ここでの「心」とは、歌論にいう「本意」などは異なり、かなり広義の解釈で用いられたものであった。一首の和歌、あるいはそれを含む物語世界を象徴し、情趣を呼び起こすのに成功した景物の配置もあるが、意味上は関連のない、ことば遊びの要素の強いものも多く含まれる。披露される際、後者を組み込んでおくことで場が一層盛り上がるといった現実的な理由もあろう。懸物獲得者をはじめ、人々の反応を強く意識した構成と考えられる。

三、懸物進呈の場

前述のように、通常禁裏で出された懸物の数々は実用的なものであり、持参の際にも、特別な演出がなされることはなかった。それに対し、人々は十炷香に限って、なぜかくも複雑な懸物を必要としたのであろうか。準備された懸物が、十炷香の場でどのような役割を担い、参加者にどう配分されたかと、併せて考えてみたい。

香道は、三条西実隆「一四五五―一五三七」を始祖とし、実隆の教えを受けた志野宗信「一四四五―一五三三」らによって体系化されたとされるが、創成初期の作法を伝える「香道秘伝書」¹⁷⁾「十炷香」項は採点法の記述で終わっており、懸物に関する記述はまったく見られない。「香道蘭之園」¹⁸⁾でも触れられておらず、現在までに確認できたのは、宝暦五「一七五五」年の奥書を持つ陽明文庫蔵「組香道

具名目¹⁹ (95032) のみである。同書では、各種組香の解説の後に「掛物香」の項目を立て、次のように説いている。なお、傍線部分はミセケチ、ゴシック体で示した傍記は、朱の書き入れである。

掛物香

一、是は別にある勝負香にあらず。只の銘にて、鬩をとる斗也。先常のごとく十炷香を開。催すべき已前^{催先}、香本の人、連中へ相觸。其上人々思ひくく其品をかくし、銘を書付、香本へ密々相渡す也。本條三封條か又は帝に召し出さる也。物の多き其類さだまりなし。人々の思ひ付次第たるべし。扱香本の人、各の掛物をうけとり、相そろふ後、折番に次第不同ニ銘のみしるし置。とくと香聞終、記録も書候已後、香本の人折番を持出、香かざの人へ相渡し、次第候に聞の多き人より点をかけ、人々香本へ○申、其品をうけとる也。此に封かけ付次第、八ウ八炷は、八よりかけ候。又六炷以下の時、同じ聞にても三炷開をよく見合せ、三炷開の時、餘は準してしるべし。八柱開人の時は、首尾は又、小他、種人などより候。

一、はじめに云ごとく、一ツの組香にあらねども、中古已来掛物香と名付、一座の興とす。しかし掛物香と云名ある故、見やすからんが為、こ、にしるす也。

これによると、参加者が持参した懸物は、「帯に封^{て宛封}」をしたり、「帯につ、み管などに入」れて香本に渡され、十炷香終了まで秘密裏に保管される。香本は懸物の銘を順不同で折紙に記しておき、終了後は成績上位者から、折紙記載の品物を渡していくというのである。懸物の中身が見えないうゑに、折紙への懸物の記載が順不同にして

あるため、成績が告げられても、何位の人が何をもらえるのかは、品物を手にするまで分からない。受け取る際の「意外性」を極限まで高めるため、幾重にも工夫が施されている。

十炷香の懸物が、そもそも、多くの香を開き分けた人への褒美として機能するものであったことは疑うべくもないが、右の方法に従えば、香でよい成績をおさめることが必ずしも豪華な懸物の獲得につながるとは限らない。「言継卿記」にも、

宮御方御懸物予拝領、依高名也、残悉鬩取也、(7)

御懸物：源為仲八炷聞之間拝領了、(中略) 残人数之懸物各鬩取了、(8)

などとある。最優秀者が主催者の出した懸物を取る点は「組香道具名目」と異なるが、他の参加者は、やはりくじ引きが多かったことが分かる。参加者全員が品物を持ち寄り、好成绩者だけでなく全員が何らかの品物を手にする仕組みであること、さらに香の成績とは関係なく、くじで配分されることから、現在のいわゆる「賭け」の概念からは外れ、「福引き」に近いものであったといえる。

懸物が次々に披露され、その由来が語られていったならば、さぞや楽しい雰囲気会場を包んだであろう。しかし、各出品者からの説明を受け、そのままお開きとなったわけでは不らしいことが、**[2]**で言継が懸物の犬に添えた「つらき心の」との書き付けによって察せられる。出品者が、その場ですぐに懸物の由来を語るのであれ

ば、品物に歌中の一句を付しておく必要はないからである。

「つらき心の」は、玉の緒を詠んだ多くの歌の中から、解答者に、この歌を判別させるためのヒントだったのではないか。日記を見る限り、他の懸物に歌の一部が書き添えられた形跡はないが、「犬↓ほえて」「尼人形、小刀↓あまきる」などの言語遊戯も、歌を特定するヒントとして活用可能である。受け取るべき懸物を前に、その品揃えから、出典となった和歌や物語を推理させるような謎立が、十柱香に付随して行われていたものと推測したい。

四、懸物と謎立

十柱香懸物と謎立の結びつきを指摘する文献は少ない。近現代の香道書では、北小路功光・成子氏が「香道への招待⁽²⁾」で言及しておられるのが、おそらく唯一であろう。北小路氏は前掲の「組香道具名目」を挙げられ、次のように述べておられる。

事実、香道には、いろいろな余興があつて、その一つを「掛(懸)物香」という。あらかじめ香元に懸物の品物と「何なにとかけて」「何と解く」という問題を、秘密に預けておく。香元は適当に番号をつける。そうしてから、十柱香を行なう。その成績順に懸物を進呈し、「心は」という謎を解かせる。こんな遊びが、宝暦五年(一七五五)十月中旬の奥書のある、しかも同じ陽明文庫文書「組香道具名目」に出ていた。

「組香道具名目」からは、傍線部のごとき「謎立」のニュアンスは読み取りにくいのが、同氏はこの記述に先立って一枚の文書を紹介しておられ、謎立に関する記述は、ここから敷衍されて意訳されたものと察せられる。この文書とは、陽明文庫で「調べている文書の中」に一枚の紙切れを発見、「原稿紙を四つ折にした位の小紙片」などとあるのみで、詳細は不明ながら、翻刻が掲載されている。北小路氏は当文書を「香関係の物と一緒にあったので香道の物に相違ない」とされ、出席者の官職から「寛永十五年(一六三八)から正保二年(一六四五)までの七年間のいつか」とされたいうで、香に通じていた後水尾院の開催と見当をつけられている。記載は簡潔で、

懸物

御

杉原十帖吊一正

院前中納言

中院中納言

ひから

から墨

有能朝臣

(後略)

のように、出席者の名前と、次行上段に同人が出品した懸物を象徴する文言、下段に実際の品目。品目の左脇には、獲得者の名が記されている。院出品の懸物だけは、キャッチフレーズを持たず、上段に品目が記されている。北小路氏の翻刻により、内容を「表3」に

示した。丸囲みの数字および記号(a)(b)は私に付した。

【表3】陽明文庫蔵「小紙片」の内容

	出品者	懸物の銘(a)	品目(b)	獲得者
①	御	ナシ	杉原十帖帛一疋	園前中納言
②	中院中納言	ひから	から墨	有能朝臣
③	園前中納言	春雨のふらば野山に	梅の花がさ	勝忠朝臣
④	野宮三位中将	む月六日	象戯の馬	中院中納言
⑤	岩倉三位	松の梢に梨地のはな	まり	野宮三位中将
⑥	万丸	雲の上	おひ	季通
⑦	勝忠朝臣	頼朝の御馬	墨	岩倉三位
⑧	有能朝臣	あらこはや	まにあひ	季雅
⑨	季雅	大ふりには御ざらぬ	こかたな	御
⑩	季通	反故	あふぎ	万丸

さて、上段の文言(a)と下段の品目(b)は、北小路氏もご指摘の通り、なぞ解きになっており、懸物進呈の場で謎立が行われていたと

見るべき重要な証拠となる。問い(a)から答え(b)を導く二段なぞか、あるいは問い(a)と答え(b)から、その理由(c)を尋ねる三段なぞか、俄に判断がつかないが、二段なぞでは解きにくそうな問題もあるため、一応、三段なぞと見ておく。

それぞれのなぞ解きは、同氏が試みておられるので繰り返さず、未詳とされた②中院中納言の一品についてのみ触れておく。「ひから」とかけて「から墨」と解くのは、「日柄」が女房詞で「祥月命日」を意味するため、祥月命日↓墨染め↓唐墨との連想が働いている。②のように言葉の連想によるもの、③のように和歌の上句下句の関係から導かれるもの、そのほか有職故実や歴史の知識を必要とするものと、バラエティに富み、会場では、こうしたやりとりを端緒に、各方面へ話題が膨らんでいったであろうことが想像される。

室町後期、禁裏で「なぞ」が愛好されたのは周知の通りである。

【宣胤卿記】文明十三年「二四八二」二月二日条に、

以元長被仰下云、なぞく当座各令新作、可申入云々、乍迷惑加思案、則申入処、有観感、又有制作被尋下、各解申也、(下略)

とあるように、文明期には勅命で、廷臣たちによる「なぞ」の作成が行われていたことが知られ、宮廷などの集大成ともいえる『後奈良院御撰何曾』²²に、多くが収められている。

三輪の山もりくる月は影もなし 杉杵

うはぎえしたる雪ぞたへせぬ きつね

曆

火掻

野中の雪

袖の木

谷の虎

た、うがみ

などは、右の小紙片に記されていた「なぞ」と、形式的にも近似している。禁裏では、懸物をめぐり謎立が行われるに至る素地が、すでに整っていたといえよう。

ところで、「言継卿記」の懸物は品数が多く、構成も複雑である。

(a)に作品、(b)に品物を配した二段などでは、おそらく正解を引き出すは困難であろう。(a)の作品から、なぜ(b)の品々が準備されたか、その理由(c)を問う三段などの可能性もあるが、それではやはり「つらき心の」という書き付けの意図が説明できない。品物(a)から、作品(b)を考えさせる二段などであったと見るのが、最も自然であろう。

おわりに

和歌や物語から、その作品世界を象徴する景物を案出することは、連歌の奇合にも通じ、廷臣の古典享受の一つの柱であったと考えられるが、本稿では、言継らがそれを知識として習得するだけでなく、組み合わせ、懸物の準備に応用していたことを確認した。

彼らは、古典の心を酌み、またその一部を言語遊戯へと仕立ててヒントにし、これらの懸物を通して謎立を行っていたと推測される。従来から廷臣たちに好まれてきた謎立の形式が、古典作品と

もに懸物に取り込まれたもので、彼らは謎を解き、人々との会話を交わしながら、古典への理解を一層深めていったものと思われる。

*和歌の引用は「新編国歌大観」に、「伊勢物語」は新編日本古典文学全集12、片桐洋一氏ほか校注「竹取物語・伊勢物語・大和物語・平中物語」(小学館 平成6)によった。傍線等はすべて稿者による。「言継卿記」テキストについては注(1)を参照されたい。

注

(1) 原本は、京都大学附属図書館所蔵の天正四年分を除き、東京大学史料編纂所所蔵。自筆。テキストには「新訂増補言継卿記」(続群書類従完成会 昭和41、平成10)を使用した。表記を通行の字体に改め、句読点も一部私に改めた。翻刻の不審箇所は、史料編纂所HP (<http://www.hin-jokyo.ac.jp/>)「所蔵史料目録データベース」内の同書画像により校訂し、その旨注記した。

(2) 言継を単独で扱った著作に、奥野高廣氏「言継卿記―轉換期の貴族生活―」(高桐書院 昭和21)、今谷明氏「言継卿記―公家社会と町衆文化の接点―」(そしえて 昭和53)のち「戦国時代の貴族―言継卿記」が描く京都」(講談社学術文庫 平成14)がある。

(3) 伊井春樹氏が「三条西家の公案や美枝が講釈するにしても、またそれが連歌師たちであればなおさらのこと、「源氏物語」を読む行為は即ち和歌や連歌の詠作に資するためであった。「源氏物語論とその研究世界」(風間書房 平成14)とされるのはその一例。物語和歌の抜書、梗概書の成立などと深く関わる。

(4) 笠松宏至氏・佐藤進一氏・百瀬今朝雄氏「中世政治社会思想下」日本思想大系(岩波書店 昭和56)

- (5) 古記録に見える香道記事については、片山斌子氏「組香の発生期」『香於理』1号(昭和39)、秋元信英氏「中世末期公家香会覚え書(一)(二)」『研究と資料 茶湯』6号(昭和48・5)、9号(昭和50・2)に詳しい。
- (6) 「十種香」を含む。「十炷香」と「十種香」の関係は諸説あるが、同日同会でも記録により表記が異なり、使い分けは見出し難い。
- (7) 活字本「くりはしの」。画像により「くりはらの」に校訂した。
- (8) 注(5)に同じ。ただし秋元氏引用は「中世末期公家香会覚え書(二)」に よった。
- (9) 「南都名所集」近世文学資料類従古板地誌編14(勉誠社 昭和56)
- (10) 『益軒全集』巻之七(国書刊行会 昭和48)
- (11) 「日本の郷土玩具」(美術出版社 昭和41)、『日本の郷土玩具事典』(岩崎美術社 昭和41)
- (12) はちすのはひをとりて よみ人しらす
はちすばのはひにぞ人は思ふらん世にはこひちの中におひつつ
- (13) 『日本国語大辞典』『広辞苑』ほか、辞典の多くが「はひね」を「蓮根の異称(別称)」とするが、いずれも用例が挙がっておらず、使用状況は確認できない。
- (14) 同歌は「万代和歌集」三四〇三、「夫木和歌抄」一一七七一、「歌枕名寄」三七二にも入集している。
- (15) 「きつ」を「馬舟(水槽)」とする説は、古注では「書陵部本和歌知類集」『冷泉家流伊勢物語抄』(片桐洋一氏「伊勢物語の研究資料篇」(明治書院 昭和44))、「十卷本伊勢物語註」『増纂伊勢物語抄』(『鉄心斎文庫伊勢物語古注釈叢刊』第一巻(八木書店 昭和63))など、主に冷泉家流に見られる。『冷泉家流伊勢物語抄』などは「家隆説」とし、「家隆や行家の説を、否定するために紹介しつつ、みずからが定家流であることをことさらに主張」(『十卷本伊勢物語註』解説、片桐氏執筆)するための

使用と見られる。

- (16) 同歌は「拾遺和歌集」二二、「人丸集」一七〇、「定家八代抄」四三ほかにも入集している。
- (17) 翠川文字氏・山根京氏「香道秘伝書・米川常白香道秘伝抄」(清水書院 平成17)
- (18) 尾崎左水子氏・薫遊舎「香道蘭之園」(淡交社 平成14)
- (19) 外題はなく、書名は内題による。縦29cm×横21.0cm。写本一冊。共紙表紙、大和綴。「寶暦五年十月中旬書」の奥書に続き、朱で「寶暦六年三月上旬一校了」の書き入れがある。
- (20) 北小路功光・成子氏「香道への招待」(淡交社 平成16)
- (21) 増補史料大成「親長卿記補遺・宣胤卿記一」(臨川書店 昭和40)
- (22) 「後奈良院宸翰」なぞだて」『ビブリア』47号(昭和46・3) 石川広氏「後奈良院御撰阿曾」溯源考」『言語と文芸』19号(昭和36・11) などによれば、「後奈良院宸翰」は「後柏原院宸翰」の誤。ここでは、宮中に謎立の伝統が存したことの指摘にとどめる。

付記

「組香道具名目」その他貴重書の閲覧にあたっては、陽明文庫名和修文庫長にご高配を賜りました。記して厚く御礼申し上げます。

— あいはら・ひろみ、広島大学大学院博士課程後期在学 —